

令和5年度
申込案内書

エネルギー管理講習 新規講習

法律名が、「エネルギーの使用の合理化及び
非化石エネルギーへの転換等に
関する法律」に変わりました。

(2023年4月施行)

※2006(H18)年度以降に、新規講習を
修了された方は再受講不要です。



下期から「オンライン講習」で実施します。

受講期間内であれば、24時間
好きな時にアクセスして受講が
可能です。

※上期は集合講習のみで実施します。



国家資格の免状を取得された「エネルギー管理士」の
方も受講が可能です。

最新の省エネ事例や学びなおしの
機会に是非ご活用ください。

※2006(H18)年度以降に、新規講習を
修了された方は申し込みません



《受講料改定のお知らせ》

2023年度から講習の受講料が
17,100円から **15,600円(非課税)**
に改定されました。



エネルギー管理講習「新規講習」は、「省エネ法」に基づき、必要な知識と技能を習得することを目的とした法定講習です。講習修了者は、「エネルギー管理企画推進者」・「エネルギー管理員」への選任資格が得られます。また、どなたでも講習を受講することができ、講習修了者は、工場・ビル等で省エネルギー推進実務の専門人材として様々な分野で活躍しています。

上期
集合講習

●申込受付期間●

令和5年 **4月3日(月)～5月15日(月)**

下期
オンライン
講習

●申込受付期間●

令和5年 **8月1日(火)～11月10日(金)**

申込方法

●インターネット申込み <https://www.eccj.or.jp>

●申込書(払込取扱票)提出

詳しくはホームページ又は申込案内書をご覧ください

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

講習全般及び申込受付に関する問い合わせ 9時15分から17時30分まで(土・日・祝日を除く)

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL: 03-5439-4977 FAX: 03-5439-6290 メール: train@eccj.or.jp



目 次

1. エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度	2～6
(1) 省エネ法とは	
(2) 省エネ法が規制する分野	
(3) 規制の対象となる事業者	
(4) エネルギー管理統括者等の選解任について	
参考1 特定事業者等の義務	
・事業者全体としての義務	
・エネルギー管理指定工場等ごとの義務	
参考2 エネルギー管理統括者等の選任要件	
・エネルギー管理統括者等の役割、選任要件、選任時期	
・エネルギー管理統括者等の選任数	
参考3 提出書類及び提出期限一覧	
・届出書を提出する際の注意点	
・経済産業局窓口	
参考4 省エネ法の改正について	
・改正省エネ法の概要	
・主なスケジュール	
2. 受講申込み要項	7～8
(1) 受講対象者	
(2) 受講料	
(3) 特別措置について	
(4) 申込受付期間及び入金期限	
(5) 受講の申込み方法	
3. 上期（集合講習）について	8～10
(1) 講習地及び講習日（会場番号表）	
(2) 申込み内容の変更について	
(3) 講習の課目・時間割	
(4) 受講票について	
(5) 修了証について	
(6) 受講にあたっての注意事項	
(7) 持参物	
(8) その他	
4. 下期（オンライン講習・集合講習）について	11～13
(1) オンライン講習（オンデマンド型）について	
(2) オンライン講習のお申込みのながれ	
(3) 講習カリキュラム	
(4) 下期（集合講習）について	
5. 申込書記入例及び記入上の注意事項	14

1 エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度

(1) 省エネ法とは

令和4年5月に公布された「**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律**」(以下、「省エネ法」という。)は、我が国で使用されているエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に質するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についての使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(2) 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場等があります。工場等(工場又は事務所その他の事業場)の設置者等に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断の基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。

(3) 規制の対象となる事業者

事業者全体(本社、工場、支店、営業所、店舗等)のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kL/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受ける必要があります。

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合は、その本部が連鎖化事業者となり、加盟店を含む事業全体のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kL/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受ける必要があります。

また、個別の工場や事業場等の単位でエネルギー使用量が1,500kL/年度以上である場合は、各々がエネルギー管理指定工場等の指定を受ける必要があります。

〇〇〇株式会社			
事業者単位の年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kL以上の場合 特定事業者または特定連鎖化事業者に指定 エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任が必要			
さらに工場・事業場単位で年度間のエネルギー使用量が1,500kL以上の場合 第一種指定工場等(3,000kL～)、第二種指定工場等(1,500kL～3,000kL)に指定			
 工場 ≥ 3,000kL	 事業場 ≥ 3,000kL	 工場または事業場 ≥ 1,500kL	 工場または事業場 < 1,500kL
第一種エネルギー 管理指定工場等	第一種エネルギー 管理指定工場等	第二種エネルギー 管理指定工場等	指定なし
エネルギー管理者 の選任が必要	エネルギー管理員 の選任が必要	エネルギー管理員 の選任が必要	—

注) 上表は令和5年3月末までの内容です。最新情報は「省エネポータルサイト(資源エネルギー庁HP)」等をご確認ください。

(4) エネルギー管理統括者等の選解任について

エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員に選任されるためには、エネルギー管理講習(新規講習)を修了するか、エネルギー管理士免状を取得しなければなりません。

1) エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選解任

特定事業者（又は特定連鎖化事業者）等は、「エネルギー管理統括者」「エネルギー管理企画推進者」を選任しなければなりません。

2) エネルギー管理者・エネルギー管理員の選解任

第一種特定事業者（第一種エネルギー管理指定工場を設置している者をいう）等で、製造業、鉱業、熱供給業、電気供給業、ガス供給業（以下、「製造業等5業種」という）が対象となる第一種エネルギー管理指定工場を設置している者は、指定工場毎にエネルギー管理士免状所有者のうちから「エネルギー管理者」を選任しなければなりません。

製造業等5業種以外の第一種エネルギー管理指定工場等を設置している者、及び、第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者は、当該工場等毎に、エネルギー管理士免状所有者又はエネルギー管理講習（新規講習）修了者のうちから「エネルギー管理員」を選任しなければなりません。

参考 1 特定事業者等の義務

＜事業者全体としての義務＞

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kL)	1,500kL/ 年度以上	1,500kL/ 年度未満
事業者の区分	特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者（管理関係事業者を含む）	—
選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者	—
提出すべき書類	エネルギー使用状況届出書（指定時のみ） エネルギー管理統括者等の選解任届出書（選解任時のみ） 定期報告書（毎年度）及び中長期計画書（原則毎年度）	—

＜エネルギー管理指定工場等ごとの義務＞

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kL)	3,000kL/ 年度以上	1,500kL/ 年度以上 ～ 3,000kL/ 年度未満	1,500kL/ 年度 未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等 ^{※1}	第二種 エネルギー管理指定工場等 ^{※1}	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 ^{※1} 第一種指定事業者 ^{※1}	第二種特定事業者 ^{※1}	—
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記以外の業種 ※左記の事務所含む 例：オフィスビル、デパート、ホテル、学校、病院、官公庁、倉庫、下水道業など	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員
提出すべき書類	定期報告書（指定表に記入が必要）		—

※1 指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者・認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表の通りに読み替える。

特定事業者	第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種（第二種）連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種（第二種）管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種（第二種）管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

注）参考1は令和5年3月末までの内容です。最新情報は「省エネポータルサイト（資源エネルギー庁HP）」等をご確認ください。

参考2 エネルギー管理統括者等の選任要件

＜エネルギー管理統括者等の役割、選任要件、選任時期＞

選任すべき者	役割		選任要件	選任時期
	事業者単位のエネルギー管理	工場等単位のエネルギー管理		
エネルギー管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	—	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者（役員クラスを想定）	選任すべき事由が生じた日以降遅滞なく選任
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理統括者を実務面から補佐	—	エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任
エネルギー管理者	—	第一種エネルギー管理指定※1 工場等に係る現場管理（第一種指定事業者を除く）	エネルギー管理士	
エネルギー管理員	—	第一種エネルギー管理指定※1 工場等に係る現場管理（第一種指定事業者の場合）	エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者	
	—	第二種エネルギー管理指定※1 工場等に係る現場管理		

＜エネルギー管理統括者等の選任数＞

選任すべき者	事業者の区分			選任数
エネルギー管理統括者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者			1人
エネルギー管理企画推進者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者			1人
エネルギー管理員	第一種指定事業者（第一種エネルギー管理指定工場等（製造5業種除く）） ^{※1}			1人
	第二種特定事業者（第二種エネルギー管理指定工場等） ^{※1}			1人
エネルギー管理者	第一種特定事業者（第一種指定事業者を除く） ^{※1} （第一種エネルギー管理指定工場等（製造業5業種）	①コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合	10万kℓ/年度以上	2人
			10万kℓ/年度未満	1人
		②製造業（コークス製造業を除く）、鋳業の場合	10万kℓ/年度以上	4人
			5万kℓ/年度以上10万kℓ/年度未満	3人
			2万kℓ/年度以上5万kℓ/年度未満	2人
			2万kℓ/年度未満	1人

注）上表の※1は、3ページ「※1指定区分・事業者区分の名称」参照

参考3 提出書類及び提出期限一覧

様式名称		適用	提出期限
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出（既に指定されている事業者は提出不要）	5月末日
エネルギー管理統括者（エネルギー管理企画推進者）選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者（エネルギー管理企画推進者）を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
エネルギー管理者（エネルギー管理員）選任・解任届出書	様式第7	エネルギー管理者（エネルギー管理員）を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネに関する計画をとりまとめて提出	原則 毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

注）参考2・3は令和5年3月末までの内容です。最新情報及び様式のダウンロードは「省エネポータルサイト（資源エネルギー庁HP）」等をご確認ください。

届出書を提出する際の注意点

- 1) **新規講習の受講修了後に選任が可能です。修了日以降の選任日で届出てください。**また、選任者が異動等で選解任が生じた場合、7月末日を待たず、速やかに選解任届を提出することができます。手続きに掛かる時間の短縮にもなりますのでその都度ご提出ください。
- 2) **定期報告書に選任者の情報を記載(氏名・修了番号)しただけでは、選任者の変更になりません。必ず「選任解任届出書」をご提出ください。**
- 3) エネルギー管理統括者等の外部委託に関する承認基準については、局担当者による事前審査が必要です。必ず契約締結・申請前の案の段階でご相談ください。
- 4) **講習修了番号の記入ができない場合**

定期報告書(様式第9)及び中長期報告書(様式第8)

定期報告書提出時点でエネルギー管理企画推進者が未選任(修了前)の場合には、当該定期報告書の作成実務者の欄に記入する**氏名の後ろに“(作成実務者)”**と付記してください。また、「**エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号**」欄には「**選任中**」と記入してください。(エネルギー管理講習の受講予定がある場合はその旨もあわせて記載することが望ましい。)

エネルギー管理者(員)の欄も上記同様に記入してください。

選任解任届出書(様式第4)(様式第7)

未選任により選任解任届出書の提出ができない場合は、エネルギー管理講習(新規講習)講習修了証を受領後に提出してください。

注) 令和5年3月末までの内容です。最新情報及び様式のダウンロードは「省エネポータルサイト(資源エネルギー庁HP)」等をご確認ください。

エネルギー管理講習(新規講習)(資質向上講習)実施機関

●一般財団法人 省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

TEL: 03-5439-4977 FAX: 03-5439-6290 メール: train@eccj.or.jp

経済産業局 窓口(省エネ法・省エネ関係書類の提出先)

●北海道経済産業局 エネルギー対策課 TEL: 011-709-1753

担当地域: 北海道

●東北経済産業局 エネルギー対策課 TEL: 022-221-4932

担当地域: 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

●関東経済産業局 省エネルギー対策課 TEL: 048-600-0362

担当地域: 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県

●中部経済産業局 エネルギー対策課 TEL: 052-951-2775

担当地域: 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

●近畿経済産業局 エネルギー対策課 TEL: 06-6966-6051

担当地域: 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

●中国経済産業局 エネルギー対策課 TEL: 082-224-5741

担当地域: 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

●四国経済産業局 エネルギー対策課 TEL: 087-811-8535

担当地域: 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

●九州経済産業局 エネルギー対策課 TEL: 092-482-5474

担当地域: 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

●沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課 TEL: 098-866-1759

担当地域: 沖縄県

参考 4 省エネ法の改正について

省エネ法では、これまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めていましたが、今後は非化石燃料も含めた、全ての燃料・熱・電気を含めたエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、法律名が「**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律**」に変わり、電気の需要の最適化を促す法律に変わりました。

改正省エネ法の概要

これまでの「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」が改正され、「**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律**」に名称が変わり、令和 5 年 4 月 1 日から施行されました。また、改正に伴って関係する告示「工場等における電気の需要の平準化に質する措置」は、「工場等における電気の需要の最適化に質する措置」に関する事業者の指針に改正されました。

○エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大

- ・省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石燃料を含む全ての燃料・熱・電気の使用の合理化を求める枠組みに見直されました。

○非化石エネルギーへの転換等に関する措置

- ・特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期報告の提出を求められます。

○電気の需要の最適化に関する措置

- ・電気の需給状況に応じて実施太「上げ DR※（再エネ余剰時に電力需要を増加させる）」・「下げ DR※（電力需給逼迫時に電力需要を減少させる）」の実績報告を義務化し、再エネ出力抑制時（制御時）への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促します。

※ DR はデマンドレスポンスの略

主なスケジュール

令和 5 年 4 月 1 日：改正省エネ法 施行

令和 5 年 7 月末日：新制度に基づく中長期計画書提出

令和 6 年 7 月末日：新制度に基づく定期報告書提出

令和 6 年度報告（令和 5 年度実績）から適用

※改正省エネ法に関する情報は、「省エネポータルサイト（資源エネルギー庁 HP）」等でご案内いたします。

※「省エネ法ヘルプデスク Q & A」等で、よくある質問集や参考資料（記入要領やマニュアル等）を掲載しています。



2 受講申込み要項

(1) 受講対象者

新規講習を今まで受講していない方はどなたでも受講できます。

<過去の講習修了者について>

- ・平成 18（2006）年度から令和 4（2022）年度の新規講習修了者は申込みできません。
- ・講習修了番号には有効期限はありません。選任されている場合のみ資質向上講習の受講が義務付けられています。
- ・平成 17（2005）年度の法改正（平成 18（2006）年 4 月 1 日から施行）により、それ以前の法律に基づく新規講習修了者は、現在行っている新制度での「新規講習」を受講しなおす必要があります。

(2) 受講料

15,600 円（非課税）

※令和 5 年度から変更

(3) 特別措置について

集合講習にご参加いただく方で障がい等により受講に際して配慮が必要な場合は、申込み時にその旨を講習部（TEL：03-5439-4977）までご連絡ください。

(4) 申込受付期間及び入金期限

上期と下期では受講方法及び申込方法等がそれぞれ異なっています。申し込み間違いにご注意のうえ、お早めにお手続きください。

上 期	集合講習	1) 申込書（払込取扱票）提出 ・申込受付期間：令和 5 年 4 月 3 日（月）～5 月 15 日（月） ・入金期限：令和 5 年 5 月 15 日（月）の日附印有効 2) インターネット申込み（銀行振込・クレジット決済） ・申込受付期間：令和 5 年 4 月 14 日（金）～5 月 15 日（月） ・入金期限：令和 5 年 5 月 17 日（水）まで 3) インターネット申込み（コンビニ決済） ・申込受付期間：令和 5 年 4 月 14 日（金）～5 月 2 日（火） ・入金期限：決済選択後の 14 日後まで
	オンライン講習	1) 申込書（払込取扱票）提出 ・申込受付期間：令和 5 年 8 月 1 日（火）～11 月 10 日（金） ・入金期限：令和 5 年 11 月 10 日（金）の日附印有効 2) インターネット申込み（銀行振込・クレジット決済） ・申込受付期間：令和 5 年 8 月 1 日（火）～11 月 10 日（金） ・入金期限：令和 5 年 11 月 15 日（水）まで 3) インターネット申込み（コンビニ決済） ・申込受付期間：令和 5 年 8 月 1 日（火）～11 月 2 日（木） ・入金期限：決済選択後の 14 日後まで
下 期	集合講習	1) 申込書（払込取扱票）提出 ・申込受付期間：令和 5 年 8 月 1 日（火）～9 月 29 日（金） ・入金期限：令和 5 年 9 月 29 日（金）の日附印有効
	オンライン講習	1) 申込書（払込取扱票）提出 ・申込受付期間：令和 5 年 8 月 1 日（火）～11 月 10 日（金） ・入金期限：令和 5 年 11 月 10 日（金）の日附印有効

(5)受講の申込み方法

申込み方法には、**申込書（払込取扱票）を提出**する方法と**インターネットから申込み**をする方法の2種類があります。いずれかを選択して申込みをしてください。

申込書（払込取扱票）の記入方法は、巻末の記入例を参考にしてください。

申込書	省エネルギーセンター 専用の払込取扱票 [郵便局（ゆうちょ銀行）窓口へ提出]
インターネット	銀行振込・クレジットカード決済・コンビニ決済

- ・請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」・「振替払込請求書兼受領証」をご利用ください。それ以外の書類は発行いたしません。
- ・**受講料は非課税（消費税法第6条別表第1）です。インボイス制度（適格請求書発行）には該当しません。**
- ・インターネット申込みと申込書（払込取扱票）の両方で申し込まないでください。
- ・申込完了後に、申込みの取り消しや受講料の返金はできません。
- ・**インターネット申込時の決済代行会社に変更（株式会社ロボットペイメント）になりました。お支払い先にご注意ください。**

3 上期（集合講習）について

(1)講習地及び講習日（会場番号表）

講習地	開催都市	会場番号	講習日	定員	講習会場（予定）
北海道	札幌市	011	6月27日(火)	130	北海道経済センター
宮城県	仙台市	101	6月28日(水)	300	東北福祉大学仙台駅東口キャンパス
東京都	東京都 1	201	6月21日(水)	1000	TOC有明
	東京都 2	202	6月22日(木)	1000	TOC有明
愛知県	名古屋市	401	6月22日(木)	550	名古屋国際会議場
富山県	富山市	501	6月23日(金)	130	富山県中小企業研修センター
大阪府	大阪市	601	6月29日(木)	750	マイドームおおさか
広島県	広島市	701	6月27日(火)	160	広島工業大学専門学校
香川県	高松市	801	6月29日(木)	130	かがわ国際会議場
福岡県	福岡市	901	6月20日(火)	350	福岡商工会議所
沖縄県	那覇市	991	6月30日(金)	50	沖縄産業支援センター

注1：上表の会場番号は、講習地・講習日により異なります。

注2：上期と下期は、申込期間が異なりますので両方を選択することはできません。

注3：定員超過により第2希望の講習地になる場合に限りご連絡します。

注4：**会場は変更になる場合がありますので、必ず受講票にて確認してください。**

(2) 申込み内容の変更について

変更及び修正は、下記の申請期限までに講習部へご連絡ください。なお、上期から下期への変更はできません。

・上期：5月19日（金）まで

(3) 講習の課目・時間割

「エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」の3課目について講義します。講義の時間割は下表のとおりです。

時 間	課 目		内 容
9：30～11：40	課目Ⅰ	エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規	・省エネルギーの意義 ・エネルギー政策及び法規 ・エネルギー管理の基礎
12：40～14：50	課目Ⅱ	エネルギー管理の手法	・基礎知識 ・主なエネルギー使用設備の省エネルギーポイントと事例
15：00～16：30	課目Ⅲ	エネルギー管理の実務	・工場等判断基準と管理標準 ・エネルギー管理のPDCA ・中長期計画と定期報告
16：40～17：10	効果測定（20分）		

注5：課目別の講義時間は若干変更することがあります。休憩時間も含まれています。

注6：効果測定では設問に対する解答をマークシートに記入します。

(4) 受講票について

1) 受講票の発送日

受講票を下記郵送予定日に、受講者宛に発送します。1週間経過しても届かない場合には、講習部へご連絡ください。

・上期：令和5年6月9日（金）

2) 受講票に貼付する写真について

- ・大きさは、縦45mm×横35mm（パスポート用写真と同じ）で、ふちなしのもの。
- ・講習日から6ヶ月以内に撮影したもの。（カラー、白黒どちらでも可。）
- ・無背景、正面、無帽で撮影した顔写真（肩口まで）、受講の際本人とすぐわかるように鮮明なもの。
- ・デジタル写真を使用する場合は、写真専用紙を使用してください。
- ・写真のコピーやコピー用紙に印刷したものは使用できません。

35mm（縁取りは含まない）



3) 受講票の確認と訂正方法について

- ・受講票が到着次第、記載されている**受講日時、講習地、講習会場、氏名、生年月日等を必ず確認してください。**
- ・受講票の記載内容に誤り、変更等がある場合は、受講票の訂正欄に赤字で訂正のうえ、講習当日に提出してください。ただし、受講者、講習日、講習会場の変更はできません。
- ・受講票に記載された講習会場の案内図で、交通手段、所要時間等を事前に確認してください。
- ・受講票の指定箇所に、「写真」を貼付し、自署欄に自筆で「署名」をし、講習当日に必ず持参してください。受講票は「テキスト引換券」を兼ねています。受講票の忘れや写真の貼付がない場合は、受講できない場合があります。

(5) 修了証について

全ての講義と効果測定を受けた方が講習修了者となります。講習修了者には、講習日から約1ヶ月後に修了証を郵送します。

(6) 受講にあたっての注意事項

- 1) 天候、その他により講習会場への交通が乱れることがあります。事前に情報を得て、十分時間に余裕をみてご来場ください。当センターが中止と判断した場合を除き、天災・公共交通機関の運行停止・新型コロナウイルス等により受講できない場合であっても、当該者に対する再講習は実施しません。また、受講料の返金もできませんのでご了承ください。
- 2) 講習当日の受付は、講義開始30分前から予定しています。
- 3) 受講票は、講習当日の受付時に必ずご提出ください。
- 4) 座席は、受講票に記載された受講番号により決まっています。
- 5) 講義時間に30分以上の遅刻・早退をした場合、又は全講義を通して30分以上の途中退室をした場合は、規定の講義を受講したものとみなされません。
- 6) 規定の全ての講義を受講しなければ、効果測定は受けられません。
- 7) 全ての講義と効果測定を受けた者が講習修了者となります。
- 8) 効果測定中は講義室から退室できません。
- 9) 申込者以外の方が受講する等の不正行為が確認された場合は、受講したものとみなされません。
- 10) 講義中に受講者の迷惑になる行為等をした場合、講義室より退出していただきます。

(7) 持参物（講習当日は、各自以下のものを必ず持参してください。）

- 1) 受講票：規定どおりの写真を貼付し署名したもの。
- 2) 筆記用具：HBの鉛筆（又はシャープペンシル）、消しゴム。
（効果測定はマークシート方式です。ボールペン等は使用できません。）
- 3) テキスト等を入れる袋をご持参ください。

(8) その他

- 1) 講習当日に不測の事態等が発生し、講師が講義できない場合、音声録音等により実施することがあります。
- 2) 講義室内には空調設備がありますが、室温の変化などに対応できる服装でご来場ください。
- 3) 受講にあたっては体調管理に十分ご留意ください。
- 4) 講習会場には駐車できませんので、公共交通機関を利用してください。
- 5) 講義室は禁煙です。
- 6) 受講中は、携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット等の電源を切って鞆などにしまってください。

講習実施に関する最新情報は、当センターホームページの「講習部からのお知らせ」に随時掲載しますので、必ずご確認ください。[\(https://www.eccj.or.jp/\)](https://www.eccj.or.jp/)

4 下期（オンライン講習・集合講習）について

（1）オンライン講習（オンデマンド型）について

経済産業大臣指定講習機関である一般財団法人省エネルギーセンターでは、エネルギー管理講習の実施に際して多数の事業者（受講者）から「オンライン化」のご要望をいただいております。コロナ禍への対応及び受講者の利便性の向上を目的に、令和5年度の下期から「オンライン講習（オンデマンド型）」で実施いたします。

1) 受講期間

オンライン講習の受講期間は、令和5年10月2日（月）～令和5年12月31日（日）までです。

- a) 受講期間の開始日前と受講期間の終了日以降は、オンライン講習の受講及び映像の閲覧はできません。
- b) 省エネルギーセンターが指定する期間内に講習を修了してください。

2) 利用方法

- a) オンライン講習は、インターネットを通じたあらかじめ録画された講義動画の視聴になります。
- b) 勤務先や自宅等で、受講期間内であれば24時間いつでも受講できます。
- c) オンライン講習は、システムメンテナンスを行っている時間を除き利用できます。
- d) WEBカメラの使用はありません。
- e) 受講者1名につき1台のパソコン等が必要になります。受講にあたり必要な通信機器、パソコン等の設備は受講者又は事業者で用意してください。
- f) パソコン等及びインターネット環境の整備（各種設定やアクセス拒否等）につきましては、受講者又は事業者で整えてください。（法人等のネット環境で利用される場合は、法人のシステム担当部署にご確認ください。）
- g) オンライン講習受講時の、インターネット通信料及び受講料以外に発生した費用は、受講者又は事業者の負担となります。
- h) 個々の動作環境によっては視聴ができない場合があります。特に、セキュリティソフトの設定内容やモバイルWiFiルーター等の通信環境が不安定な場合には、正常に動作しないことがありますのでご注意ください。
- i) パソコン等及びインターネット接続環境により、オンライン講習を適切に受講できなかった場合でも、省エネルギーセンターは一切の責任を負いません。
- j) 省エネルギーセンターが予め告知等を行った上で、オンライン講習の維持・保全のため、またはシステム障害発生時の復旧のため、オンライン講習を一時的に停止または中止することがあります。
- k) オンライン講習で提供する教材等の著作権は省エネルギーセンターに帰属します。

(2) オンライン講習のお申込みのながれ

インターネット申込	・ 省エネルギーセンターのホームページから、 (https://www.eccj.or.jp) インターネット申込をしてください。
受講料支払い	・ 指定の期日までに受講料 15,600 円の支払いをしてください。 ※請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」「振替払込請求書兼受領証」をご利用ください。それ以外の書類は発行いたしません。 ※受講料は非課税（消費税法第6条別表第1）です。インボイス制度（適格請求書発行）には該当しません。
教材等発送 ・ 教材受取	・ 入金後1ヶ月程で、オンライン講習の受講案内・講習テキスト等を申込み時にご選択いただいたご住所（自宅又は勤務先）に送付します。 ※ 8月～9月上旬に入金された方へは、10月以降順次発送になります。 ※交通状況等による配送遅配がある場合があります。
動画視聴	・ ご自宅、ご勤務先等で講習動画を視聴してください。 ・ オンライン講習へのアクセス方法は、講習テキスト同封の受講案内に記載されています。 ・ 受講期間は、令和5年10月2日（月）～令和5年12月31日（日）までに受講してください。 ・ 合計視聴時間は5時間30分です。 (効果測定問題の解答時間を除く)
効果測定	・ 単元毎に選択式の問題が3問出題されますので解答してください。2問以上正解すると次の単元の動画が視聴できます。
修了証発行	・ 修了基準を満たしている場合に修了証が発行されます。



(3) 講習カリキュラム

省エネ法等の規定に定められた「エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」の3課目について講義します。オンライン講習の講義時間は下表のとおりです。(効果測定解答時間を除く)

時 間	課 目		内 容
5 時間 30 分	課目Ⅰ	エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規	・省エネルギーの意義 ・エネルギー政策及び法規 ・エネルギー管理の基礎
	課目Ⅱ	エネルギー管理の手法	・管理標準 ・主なエネルギー使用設備の省エネルギーポイントと事例
	課目Ⅲ	エネルギー管理の実務	・工場等判断基準と管理標準 ・エネルギー管理のPDCA ・中長期計画と定期報告

(4) 下期（集合講習）について

やむを得ない事情によりオンライン環境を整えることができない場合には、当センターが指定する会場にて、あらかじめ録画された動画を視聴することにより受講することができます。

集合講習を希望される場合には、以下の手続きをお願いいたします。

1) 受講申込み及び受講料のお振込み期限：令和5年9月29日（金）日附印有効

下期の集合講習は、申込書（払込取扱票）を提出する方法にてお申込みください。インターネット申込みはありません。

2) 集合講習の講習地及び講習日（会場番号表）

講習地	開催都市	会場番号	講習日時	定員
東京都	渋谷区	203	令和5年11月22日（水） 10：00～17：40	150
愛知県	名古屋市	402	令和5年11月22日（水） 10：00～17：40	50
大阪府	大阪市	602	令和5年11月16日（木） 10：00～17：40	50

※集合講習は先着順に受付いたします。なお、定員に達した場合には、集合講習での申込みをお断りし「オンライン講習の受講」に変更させていただきます。

3) 受講票の発送日：令和5年11月2日（木）予定

受講票の注意事項については、申込案内書9ページの「(4) 受講票について」をご参照ください。

5 申込書記入例及び記入上の注意事項

申込書は、この「申込案内書」と同じ込まれている専用の「払込取扱票」で兼ねています。申込み者1名につき専用の「払込取扱票」1枚を使用してください。

下記の記入例を参考にして①～⑧の記入上の注意をよく読み、必ず申込者本人が、黒インク又は黒ボールペンにて、かい書で正確に記入してください。記入事項の訂正は二重取消線を使用してください。

なお、申込書に記入された内容については、個人情報として厳重に取扱い、講習事務以外には使用しません。

【申込書の記入例】機械処理をしますので、明瞭に記入してください。

① 受講希望地

会場番号、講習日を記入してください。会場番号は8・13ページを参照。

② 現住所（自宅住所）

受講者の現住所（自宅住所）を記入してください。郵便番号、住所は最小区分（番地、号、マンション（アパート）名、部屋番号、〇〇方）までを必ず記入してください。

③、④ 勤務先住所・勤務先

現在勤務している会社名（工場名等）、部署名までを正確に記入してください。該当しない場合は、学生または無職と記入してください。書類に不備がある場合に問合せをしますので、確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。（例）090-1234-5678

払 込 取 扱 票																																							
00		東京																																					
口座記号番号				金額				千				百				十				万				千				百				十				円			
001808				464983								1				5				6				0				0											
加入者名		一般財団法人 省エネルギーセンター新規講習													料金		備考																						
ご依頼人・通信欄		エネルギー管理講習（新規講習）申込書		① 受講希望地		会場番号 201		第1希望 6月21日		会場番号		第2希望		月		日																							
② 現住所		〒108-0000		(電話) 03 - 0000 - 0000		東京 都道府県		港区芝浦 △-〇-△		省エネアパート 201																													
③ 勤務先住所		〒108-0000		(都道府県) 港区芝浦 △-〇-△		東京 都道府県		港区芝浦 △-〇-△		⑤ 書類等送付先		④ 勤務先		〒108-0000		(都道府県) 港区芝浦 △-〇-△																							
④ 勤務先(学校名)		(株)省エネ社 技術部		(電話) 03 - 0000 - 1111		フリガナ		ショウエネ		タロウ		氏名		省エネ		太郎																							
⑦ 性別		男・女		生年月日		大・昭・平		47年		4月		10日		⑧ 生年月日		大正・昭和・平成(年号)																							
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第54421号)																																							
これより下部には何も記入しないでください。																																							

振替払込請求書兼受領証														
口座記号番号		001808												
加入者名		一般財団法人 省エネルギーセンター新規講習												
金額		千 百 十 万 千 百 十 円												
		1 5 6 0 0												
おなまえ		※ 108-0000												
ご依頼人		東京都港区芝浦 △-〇-△												
		(株)省エネ社												
		省エネ太郎 様												
(消費税込)		日 附 印												
料金		円												
備考														

この受領証は、大切に保管してください。

⑤ 書類等送付先

受講票、修了証等の送付先となります。「□現住所 □勤務先」のいずれかを選びチェック(✓)を入れてください。選択がない場合は「現住所」が書類等送付先となります。

⑥ 氏名

氏名とフリガナを記入してください。この氏名は、書類等送付の宛名、修了証に記載の氏名となるため、戸籍と同じ字を明瞭に間違いなく記入してください。（例：己巳巳、崎崎、高高など）

⑦ 性別

いずれかを○マルで囲んでください。

⑧ 生年月日

大正、昭和、平成(年号)を○マルで囲み、生年月日を算用数字で記入してください。

「エネルギー管理講習 新規講習 申込案内書」配布場所

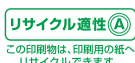
一般財団法人省エネルギーセンター

問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで(土・日・祝日を除く)

機 関 名	住 所	電 話
エネルギー管理試験・講習本部 講習部	〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング 5F	03-5439-4977
北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北一条西二丁目2番地 北海道経済センタービル 6F	011-271-4028
東北支部	〒980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号 電力ビル本館 8F	022-221-1751
東海支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目23番28号 イトービル 5F	052-232-2216
北陸支部	〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル 11F	076-442-2256
近畿支部	〒550-0013 大阪市西区新町一丁目13番3号 四ツ橋K Fビル 8F	06-6539-7515
中国支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8番20号 井上ビル 5F	082-221-1961
四国支部	〒760-0023 高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル 8F	087-826-0550
九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東一丁目11番5号 アサコ博多ビル 10F	092-431-6402
公益社団法人 沖縄県工業連合会	〒901-0152 那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター 6F	098-859-6191

※追加の申込案内書が必要な場合は上記機関で直接入手するか、省エネルギーセンター講習部のホームページから資料を請求してください。

※一般財団法人省エネルギーセンターは、平成11年(1999年)4月27日に通商産業大臣から「エネルギー管理講習指定講習機関」として指定を受けています。



禁無断転載、著作権所有 一般財団法人省エネルギーセンター
Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2023

※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙配合率70%の再生紙・植物性インキを使用しています。